

第四十六回国会 衆議院 運輸委員會議

運輸委員會會議 第十八号

昭和三十九年三月十七日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君
理事 喜一君 理事關谷 勝利君
理事 塚原 俊郎君 理事西村 直己君
理事 久保 三郎君 理事肥田 次郎君
理事 木村 俊夫君 理事 佐々木 義武君
理事 進藤 一馬君 理事 壽原 正一君
理事 高橋 清一郎君 理事 中馬 辰猪君
理事 西村 英一君 理事 長谷川 峻君
理事 細田 吉藏君 理事 増田 甲子七君
理事 井岡 大治君 理事 野間 千代三君
理事 山口 丈太郎君 理事 内海 清君

出席國務大臣
運輸 大臣 綾部 健太郎君
出席政府委員
總理府事務官 松永 勇君
内閣總理大臣官房審議室長
厚生事務官 今村 讓君
公關部長
運輸事務官 佐藤 光夫君
大臣官房長
運輸事務官 柄内 一彦君
航空局長
運輸事務官 梶本 保邦君
觀光局長
運輸事務官 小林 正興君
觀光局計画課
長 小西 真一君

三月十三日

委員田中織之進君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の指

名で委員に選任された。

三月十六日

旧小倉駅に電車駅設置等に関する請願(藏内修治君紹介)(第三三四三号)
諏訪市中浜大踏切道拡張に関する請願(原茂君紹介)(第三三四四号)
は本委員会に付託された。

本日会議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件
日本観光協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
航空に関する件(富士航空機の事故に関する問題)

○川野委員長 これより会議を開きます。

この際、航空に関する小委員会における参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。
本委員会において参考人から意見を聴取する必要が生じた場合、その人選、日時等につきましても、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。
○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 航空に関する件について調査を進めます。

昨十六日、鹿児島空港において発生しました富士航空機の事故につきまして、説明を聴取することとしたします。
綾部運輸大臣。
○綾部運輸大臣 どうも、たびたび事故を起こしまして、何とも申し上げようがございませぬ。事故の概要を御報告申し上げます。

一、事故の概要。富士航空株式会社所属ビークラフト式C18S型(陸上双発・六旅客座席)JA五〇二八は、昭和三十九年三月十六日、機長三宅一郎外一名が乗り組み、旅客五名を乗せ、同社の三〇一便(鹿児島―中種子)として十時五十分ランブアウトし、鹿児島空港の滑走路三六から離陸を開始した。離陸滑走開始後間もなく滑走路の東側に逸走し、右回りにほぼ一回転して墜した。この事故で、旅客中の一人名が全治十日程度、他の一名が四日程度の打撲傷を負いました。

二、航空機の要目及び経歴。発動機二基、各四百五十馬力、巡航速度二百四十八キロ時、航続距離千五百七十六キロ、耐空証明の有効期間は昭和三十八年十二月十七日より昭和三十九年十二月十六日に至る。製造年月日は一九四五年(昭和二十年)六月二十七日、製造後飛行時間八千五百九十七時間、前回大点検後の飛行時間七百六十二時間、前回点検後の飛行時間六百五時間でありませぬ。

三、機長及び副操縦士の略歴及び最近の飛行時間。機長三宅一郎、昭和五年九月十三日生まれ、昭和三十一年七月

防衛庁海上自衛隊入隊、昭和三十八年九月富士航空株式会社入社。総飛行時間二千二百一十一時間(内、海上自衛隊二千三十八時間、富士航空百七十三時間)、上級事業用操縦士第二一〇号(昭和三十八年十一月十五日)。副操縦士佐藤勝己、昭和三十三年三月十七日生まれ、昭和三十四年一月防衛庁海上自衛隊入隊、昭和三十七年十月富士航空株式会社入社、総飛行時間八百九十九時間(内、海上自衛隊五百六十六時間、富士航空三百九十時間)。事業用操縦士第一二五一号(昭和三十七年十二月一日)であります。

四、気象。概況快晴。風向北西。風速十五ノット、視程二十マイルであります。

五、富士航空株式会社の概要。創立年月日は昭和二十七年九月十三日。社長名松嶋喜作。資本金十億八千万円。事業内容は、路線、東京―高松―大分―鹿児島、鹿児島―種子島、鹿児島―屋久島、種子島―屋久島、新瀉―佐渡運送事業、不定期航空運送事業及び航空機使用事業。所有機材は、コンベンC140型二機、D・H(ヘロン)一機、ビークラフトC18S一機(今回の事故機)、パイパーパッチ一機、セスナ172一機、ベル47G四機、シユルスキーS62一機。所属航空従事者は、操縦士四十三名、整備士二十二名であります。

六、とりあえずの事故防止措置。富士航空株式会社から、事故の続発に

んがみ、運航及び整備について全面的に再検討を行なうため、全路線の運航を明十七日から一時中止したい旨の申し出があったので、これを了承した。
当局は右の再検討に際し、同社の東京基地及び鹿児島基地に係官を派遣してこれを指導するとともに、機長の技能の再審査、航空機の整備状況の再点検等を行なうこととした。

○川野委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。
○久保委員 ただいま報告がありましたが富士航空の事故であります、たび重なる事故であります、あまり言うこともないほどであります。結局その原因についてはいづれも当委員会には調査中ということになるわけでありませぬ、大体機体の整備はむしろであります、そのほかに操縦士の訓練あるいはミス、そういうところにも大きな問題があると思っております。それからきやう、あの辺はどうでありますしたかわかりませぬが、大阪空港付近は、午前中は大体強風注意報が出て、きのう大阪に所用があって航空機に乗ってまいったところが、途中で名古屋に着陸をして風がおさまってから大阪へ入ったのであります。そういう状況の中で実はきのう起きた富士航空の事故は、気象に関する問題というか、とらえ方も的確ではなかったと思うのであります。こういう点についてまず第一に気象の関係は、当日とい

か、きのう富士航空の事故に関連して、あの辺の気象情報はどういふふうにと取って、それをどういふふうを利用しておるか、この点はいかがですか。

○橋内政府委員 気象情報につきましては、鹿児島島の保安事務所に気象庁の分室がございまして、そこでは、ここに書いてございまして、風速十五ノットというのが十時現在の状況でございます。なお突風があるというふうな、かなり気象状況は平穩ではないというふうな情報が出されておったようでございます。

○久保委員 そういふ平常な状態でない、突風のおそれもあるというときに、そういう状況の中で、しかもこういう飛行機を飛ばさせるといふことについては、航空局長はどう思っておりますか。

○橋内政府委員 この飛行機は横風で十五ノットというのが制限になっております。しかし十五ノットというのはぎりぎりの制限でございせんので、もちろんゆとりはあるわけでございます。それは真横から十五ノットという場合の問題でございまして、風向きが北西ということでございますので、この程度の風であるならば、飛行の安全ということは一般的に言つては支障はない、かように考えます。

○久保委員 いまの航空局長の御答弁は、何かまだ事情もよくお調べにならないと思つた。一般論としてあなたに御答弁になったようでありまして、実際は新聞報道によりますれば、突風が来て、あるいは風向きが変わつて、実はああいふ事故を起こした、こういうふうにも伝えられているので、こういう状況の中で、強硬に飛行

機を出発させなければならぬというこゝと自体は、一般論としては通用しないのじゃないか。むしろあなたのおつしやるように、普通はそう心配はないのだということにどういふかと思つた。きのうの気象条件からいけば、突風のおそれがあるのですから、しかもそのときに大体十五ノット以下であつたか知りませんが、相当風が吹いていたのでしよう。そういうところには無理に出すことに問題があるのではないかと私は聞いておるのです。だから航空局長とすれば、そういうものをやるべきでないだろう。いまのお話だと多少無理でもそれはやるべきだといふふうにとれます。そういうことはやるべきじゃないと思つておるのですか。

○橋内政府委員 私は十五ノット云々の問題について申し上げたのでございまして、パイロットがいろいろの気象情報を出発する前に気象庁の分室でもって取るわけでございます。その場合に大事をとるといふような判断、これは必要だと思つて、昨日飛んだこと自体が違反であるというふうなことは必要だと思つて、したがつて、きのうの場合、結果的にはパイロットの技量上の問題もあつたかと思つて、不幸な事故が起きたわけでございます。結果的に見れば非常に遺憾なことではございますが、北西の十五ノットである場合に飛行を停止するということ、また一面問題があると思つて、したがつて、その判断ということ、非常にむずかしいと思つて、したがつて、できるならば、やはり安全サイトでもって飛ばさ

どうかといふことを十分慎重に検討する必要がある、この点は率直に認めます。

○久保委員 この当該航空機は定期に出発しようとしたのですか。

○橋内政府委員 ほぼ定期に出発しようとしております。

○久保委員 この航空機の運航はどういふふうになつておるのですか。飛行場から発進して飛んでいって、そのあとの要するに航程は……。

○橋内政府委員 この飛行機は種子島の中種子飛行場行き飛行機です。

○久保委員 中種子行き飛行機だといふが、これは鹿児島との間の往復だけですか。ほかに利用していませんか。

○橋内政府委員 中種子、それから屋久島の路線も行なつております。

○久保委員 昨日この当該航空機のスケジュールはどうなつておるのですか、おわかりになりますか。

○橋内政府委員 詳細な時間は私に承知してありません。

○久保委員 まだ詳細な時間といふか、スケジュールはお知りになつていないようですが、後刻調べていただきたいと思つておるのです。というのは、無理なスケジュールを立てますれば、多少無理でもきのうのように発進する……やや定刻ださうであります。こういう状況の中であつても少し三十分なり一時間なり様子を見て出せば事故はなかつたかもしれぬですね。そういうことを考へると、これは航空機の飛行スケジュールといふか、そういうものに非常に制約があつたのじゃないかと考へられるのです。この点は一ぺん調査してほしいと思つておる。

○久保委員 この当該航空機は定期に出発しようとしたのですか。

○橋内政府委員 ほぼ定期に出発しようとしております。

○久保委員 この航空機の運航はどういふふうになつておるのですか。飛行場から発進して飛んでいって、そのあとの要するに航程は……。

○橋内政府委員 この飛行機は種子島の中種子飛行場行き飛行機です。

○久保委員 中種子行き飛行機だといふが、これは鹿児島との間の往復だけですか。ほかに利用していませんか。

○橋内政府委員 中種子、それから屋久島の路線も行なつております。

○久保委員 昨日この当該航空機のスケジュールはどうなつておるのですか、おわかりになりますか。

○橋内政府委員 詳細な時間は私に承知してありません。

それから時間もありませんし、原因その他もいふものはつきりしませんから、後刻また航空小委員会もありませんから、そのところでさらに詳細に検討させてもらいます。いづれにしてもこの航空会社は統一してこういう事故を起こしておるわけですね。無理なやつです。そこでいま運輸大臣からの御説明によりまして、本日一時その全路線の運航を停止するという申し出ださうであります。これは当然のことだと思つておるのです。しかし航空会社は自発的に一応再検討するまでの期間として申し出られたさうであります。運輸省自体としても別な観点から、この当該会社のあらゆる問題について検討をして、検討が十分なされて、その結果こういう航空会社には事業を始めさせるといふ方向をとるべきだと思つておるのです。これは運輸大臣にお尋ねしたほうがよいと思つておる。単なる航空会社の自主的な判断だけで事業再開を許すといふことは、この際いかがかと思つておる。ついでには運輸省自体も、検討の結果、これならよろしいだろうといふ確信が得られてから初めて事業を再開するといふふうにしてほしいと思つておる。どうでしょうか。

○橋内政府委員 肥田次郎君。

○久保委員 いま久保委員がおっしゃつたように、航空小委員会がおりますから、そこで質問をする時間もあると思つておるのですが、私がお二、三時間お聞きしてみたいのは、この富士航空のこのたびの事故を起こした飛行機は一九四五年の製造になつており、製造後の飛行時間が八千五百九十七時間というこ

とになつておるのですが、これは富士航空だけというよりも、日本全体の航空会社が一体どの程度の飛行時間の飛行機を現在使つておるのか知りたいわけですね。このピーチクラフトのC18Sを富士航空が購入したときに、どれくらい飛行時間をこの飛行機は費やしておつたのかということをお聞きしたいと思つておる。

○橋内政府委員 このピーチクラフトという飛行機は、日本でも非常にたくさん使われております。ただ定期的にお客を乗せて使うというものは、現在離島関係に使つておりますが、主として訓練機として、私の記憶では現在十数機現実に稼働しております。それから主として測量あるいは新聞社関係というのでかなり使つておる。

それから当該飛行機は、ここにございまして、昭和二十年の製造でございます。富士航空に入りましたときに何時に使つておつたかという点は、後ほど調査して御報告いたしたいと思つておる。

○肥田委員 それからもう一つお聞きしたいのは、この機長、操縦士の経歴なんです。大体前回の富士航空で事故を起こした操縦士も、自衛隊の搭乗員であつた者が民間におりてきて民間航空の操縦に従事しておるといふことであつたと思つておる。このたびの三宅一郎という人の飛行時間は二千二百一十一時間ということになつており、そのうち海上自衛隊に二千三十八時間、富士航空で百七十三時間という飛行記録がここに書いてありますが、ここで問題にするのは、私はいまこれをどういふことではなしに、この次に当局のほうで富士航空の自発的な運航停

止について検討される事項の中で、いわゆる自衛隊出身の操縦士が民間に就いた場合に、そのまま操縦士として採用するような形をとることに付いて少し問題があるのではないかと私は思うのです。前回の場合も、いろいろ専門家の見方はあるでしょうが、あれはまたその結果を詳細に御報告されておりませんから、したがって、われわれがここで聞きたいのは、要するに自衛隊という場で操縦している場合と、それからこういうふうな一般旅客を乗せて操縦する場合との考え方に何かまだ未熟なものがあるのではないかと、未熟なものというものが語弊があるのならば、まだいわゆる自衛隊気分というものが抜けたいのではないかと、こういうことがあっていろいろな、言うところの勘の誤りから着陸接地地点を誤ったり、あるいは滑走路から逸脱するということになったりということが起きるのではないかと思ふのです。いわゆる粗野な運転ぶりというものがあるのだ抜け切れないような場合があるのではないかと、これも考えられます。したがって、当局のほうで、ここに書いてあるように、「機長の技能の再審査、航空機の整備状況の再点検等を行なうこととした」というふうな書いでおられますから、その中で、特にこの点については十分ひとつ検討をしてもいいというふうに思ひます。

○柘内政府委員 たまたま自衛隊出身の民間パイロットで事故が起きたという結果になりましたので、いまのような御質問があるいは出たのではないかと存じますが、今度事故を起こしました三宅一郎という操縦士は、海上自衛隊でビーチクラフトにかなり長い時間

乗っております。したがって、この飛行機には十分慣熟しておいた、海上自衛隊出身でございますが、決してこれは戦闘機操縦士でも何でもないのでございまして、いわば民間とほぼ同じような飛行機に乗っておいたという点がございまして、それほど民間に行ってもまごつかないのじゃないか。もちろん自衛隊と民間とは任務が違いますので、操縦のやり方にもおのずから違つたところがでてくると思ひます。この点におきまして、民間に入りましての場合には、民間のやり方に十分習熟させるという必要は痛感しております。したがって、従来になかったような措置をおきまして、従来になかったような異例な措置としまして、航空局もともに入りまして、富士航空の整備面なりあるいは操縦士の技量という点を再点検いたすことになりましたので、いまおっしゃいましたような点も十分注意いたしまして、よく調べたい、また必要があれば改善を勧告いたしたい、かように考えております。

○肥田委員 航空局長の言われることはよくわかりませんが、私は航空局長にもう一点強調しておきたい点があるのです。それは、あなたのおっしゃるやうに航空時間が非常に長い、それからビーチクラフトの操縦時間も長い、こういうふうにおっしゃっておるのです。それで、常識なら万々このビーチクラフトを操縦したために事故が起きるやうな問題じゃないのだけれどもと、こういうふうなわれわれは受け取れるのです。そこに私は問題があると思ふのです。ですからその点を、その人の経歴が長い短いかかわらず、もう少し検討する必要があるのではないかと、こ

ういうことを私は言つたわけです。前回の事故の場合でも、民間に入って四百五十時間以上操縦している飛行時間があるようですが、そういうものはとにかくその人の固定した技術になっておるには違ひないと思ひけれども、それでもなおかつあいつ事故が起きる。今度の場合でも、これほどの熟練者であつてなおかつ滑走路を逸脱するやうな事故が起きておるのです。ですから、本質的に何かそこに欠点があるのじゃないか。欠点がないとするならば、何かそういう起り得べからざるやうな技術上の失態が起る原因がどこにあるのじゃないか、こういうふうなことを考へるのです。ですから、その人の経歴が絶対に間違ひないりつぱな人なんだというところは、これは否定するわけじゃありませんけれども、事故が起きたという現実の上で立つて、どうして事故が起きるのかということについては、いろいろな面から検討してもいいと思ひますので、特に強調しておきたいと思ひます。

○柘内政府委員 いま基地とおっしゃいましたのは、路線上使用しておる飛行場という意味でお数えになったのだと思ひますが、整備上の基地は必ず飛行機の寄るところに全部あるわけではございませんので、富士航空の場合には、主として東京と鹿児島と新潟というものが整備の基地になっております。そのうちで最も大きな基地は東京でございます。そのほかのところは整備員は派遣しておりますが、これはいづれの航空会社でも整備基地というものは何個かに限定しまして、いわば途中通過の飛行場におきまして、飛行機に乗っておる操縦士はもちろん整備上の知識がございしますが、これが点検をしているというところになっております。したがって、整備基地といたしましては、すべての離着陸する飛行場にはないというのが現実でございます。したがって、ここにおきます整備士二十二名は、東京なり鹿児島なりということになるに集結しておる、こういうふうなことでございまして。

○井岡委員 そこに問題があるのじゃないですか。一九四五年に製造をした飛行機です。したがって、年数からいふとかなり古い年数だと思ひます。たとえばいま二十年の法定償却を持つておるのは自動車と電車と船だけでしょう。ほかのものは全部、法定償却としては、自動車は五年、あるいはその他のものはせいぜい十年です。もちろん飛行機は航程キロで償却の点をもちろえになるのですが、これすら十分おわかりになっておられない。そういう場合、少なくとも整備その他に万全を期さないで、私は不測の事故が起ると思ふのです。そういうふうにお考えになりませんか。

○柘内政府委員 航空機は確かに自動車その他に比へまして長い間使用、こ

れはそのとおりでございます。しかしこれは決して飛行機が安全でなくなるということではございません。古い飛行機にしましても、必要な部品は定時に全部取りかえます。これは悪くなくとも定時に取りかえます。ただ、飛行機が古くなりますと、いわゆる快適性がなくなるといふやうな点で、商業採算的に古い飛行機は廃棄されていくというところは現実でございます。ただDC3というやうな非常に優秀な飛行機は、戦前にすでにできました。それがずっと使われておる。そして新聞にも出ておりましたように、全日空でもやうと今度DC3を引退させるといふことでございしますが、これはDC3が古くてあぶないから引退させるのではなくて、さらに優秀な旅客機と申しますのは、スピードの点につきましても、優秀な旅客機が入ってくる。そうすれば型式の古い、たとえば高空に上がった場合にいわゆる圧力の関係で耳が痛くなるといふやうな飛行機は、商業的に好ましくないというやうな点で引退させるということでございます。DC3自体が古いから危険である、こういう意味ではございません。現に航空局で現在フライトチェックに使つております飛行機もこれまたDC3でございます。私どもは安全性を信頼してやつておるわけでございます。

それからもう一つは整備の点でございます。パーホールのやうな非常に大きな修理は、大きな基地でもつてやるわけでございます。あるいはこれを場合によつては外注いたします。外注すること自体は、決して私は悪いことではな

いと考えます。むしろそういうことの専門の会社に外注するということが、自分でもってやるよりもはるかに安全であるという点があると思えます。それから整備にしましてもいろいろな段階がございます。定時点検という場合、たとえば百時間ならば自社でやる。あるいは、私どもライン・メンテナンスと称しておりますが、飛行機が発する場合には、その基地でもって最後の点検を行なう、そして目的地に行く、そして帰ってくる、そしてまた次に出るときにはそこで点検する。それから途中で、離着陸はむしろ中間地点でございますが、その場合には、普通はそこにその会社専用の整備員がおらないというのが現実でございます。機長がその場合にはいままでの飛行の状況を見て、そしてそこに懸念があればそこでまいります。懸念がなければ離陸前の点検をいたして飛ばす、すべてそういう方法でやっておりますが、富士航空だけが、たとえばここにございますように大分に整備員がおらないということで、決してそういう意味でサボっておるといわけではございません。これはおそれなく、全日空も大分を使っておりますが、全日空も大分には整備員は置いてない、私はかように思っております。

○井岡委員 それは一般論としてはわかりませんが、たとえば汽車でも、全部こわれてしまつてから法定年限が来る、それからオーバーホールするといふのじゃないのです。汽車は三年にはオーバーホールしてはならずです。ですから、法定償却だつて二十年であるけれども、二十年、二十五年使つてい

る。自動車だつてそうです。五年の法定償却はあるけれども、いままで一年だつた車検を一年半に延ばして、そしてやっていると云うんじゃないですか。ですから、私は、二十年だからといって少しもオーバーホールをしないでいいか、あるいは定期検査をやらないかと言つてはいるのじゃないか。かなり長い年数がたつておるんじゃないか、したがつて細心の注意を払わないと問題が起り得る原因を持つておるのじゃないか、こう言つておるのです。この点について一般的にあなたに申されておるわけです。DC3だつて戦前にできたのだ、しかし優秀なだからと、私はそんなことを言つておるのじゃない。優秀であるか優秀でないかというのは私にはわかりません。わからないが、少なくとも安全ということを考えるならば、細心の注意を払うだけの指導をしなければいけないのではないかと、こゝう申し上げておる。ですから、この基地はどうであるかあるいは飛行機の整備を専門家にまかすほうがいいのだ、こんなことを私は一つも言つておらない。そういうことはあなたの方の仕事の中における判断の問題であり、指導の問題だと思つておる。私は現実に営業しておる飛行機についてどのようにあなた方が指導をするかということを探ねておる。ですから、営業としてこの基地には、この飛行機には、飛行機会社にはいゝゆる整備員を置いておる。これは東京だ、こう言つておる。あるいは鹿児島だと言つた。そうすると、たとえば種子島で、あるいは屋久島で飛行機に故障が起つた場合はどうするのですか。あるいは故障ではないけれども、若干どうも変だ、こういうよ

うなことが起つた場合どうするのであるか。結局基地から、鹿児島から持つてこなければいかぬわけでしょう。そこにこう頭をかしげるような、あるいはかき上げるまでいかぬにしても、このくらいだつたら飛べる、こういう判断が飛行士の中に、操縦士の中に潜在的にあつたとしたらどうなるのか。そこで飛行機の数を数えたら十何機あるわけです。十何機あつて、これが毎日飛んでおるのではありませんか。二台は休んでおるのもあるでしょうけれど、しかし、少なくとも十何機かのうち十機は動いておる、こういうように数えるべきだと思つておる。判断すべきだと思つておる。毎日二十名出ておるはずだと思つておる。やっぱり休みもあるでしょう。おそろくこれは昼夜交代とするならば十人です。あるいは十人以下です。そうすると十分な整備と点検とかができないのではないかと、こゝういふように判断するのが常識だと思つておる。こゝういふ点についてあなた方はどう指導されておるのか、こゝう聞いておるのです。整備の問題なんです、いゝゆる専門家でこうである、ああであると言つたつて、それは私にはわかりません。わからないが、常識的に考へて、十何機の飛行機で基地が二つ、整備士が二十名、これは毎日出るわけじゃない、こゝう考へたら、整備士なんといふものはおらないといふことになるのじゃないですか。この点どうなんですか。

○井岡委員 それは毎日出ておるのか、毎日出ていないはずだ。
 ○柄内政府委員 もちろん休みの日はあると思つておる。ただ、富士航空におきましては、夜間に飛ばすということ、は、ほとんどございませぬ。ここに掲げてあります機種から申しまして、運転しておる路線から申しまして、夜間に飛ばすことはございませぬので、昼夜交代といふようなことはやっておられません。したがつて二十二名の整備士で、私どもは必要にして十分な整備員を持つておるといふふうに判断しております。ただ、いま御質問のように、いろいろな点で、しかし事故が起るではないかという点は現実の問題でございます。したがつて、こゝにも書いてございませぬように、今後それらの点も十分考へまして、はたして二十名でいいのか、二十三名にする必要があるのか、二十五名にする必要があるのか、そういう点ももちろん検討することを考へております。

○井岡委員 委員長からもう時間がきたからやめろと言つたから、これでやめます。

それでは、整備士のおるところはどことどことで、どこの基地には何人、どこの基地には何人、そして労働時間は何時、朝出勤が何時で、退所が何時、このことを明らかにしていただきたいのと、それからあなたは、二十二人で十分な整備員だ、こゝういふようにお考へになつておる。そうである、将来事故が起らぬ、こゝういふように言明するだけの自信があるのかどうか、私はこれだけ聞きたい。

○柄内政府委員 私は二十二名で必要にして十分であるといふように申し上げました。将来事故が起るから起らないか、私は起らないことを祈つております。しかし今後、日本の航空界におきまして絶対に事故がないかと言われましても、これは私としてはお答えいたしかねます。

○川野委員長 次に、日本観光協会法の一部を改正する法律案を議題として審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。

○久保委員 観光の問題については、この法案以外にも審議する機会がありますので、私は、今日は、あと他委員が質問するようでありませぬから、二、三の点だけ伺ひたいと思つておる。

まず第一に、五年前に観光協会法ができました。国内観光と国際観光の両組織を一括したわけですが、その法案審議の際に、ちやうどこれは三十四年の三月十日の当委員会、当時の運輸大臣である永野さんに、私から質問をいたしておるわけですが、これは競部運輸大臣は御存じないことだと思つておりますが、当時私が非常に疑問に思つた点を質問しておるわけですが、これに対しては必ずしも的確な説明がなく、当時の永野運輸大臣は、まああなたのおっしゃるとおりであるが、要約するならば、大蔵省から金を引き出すというののために万やむを得ずといふような意味にとれておるわけですが、これはそれはつきり申しておるわけですが、こゝの中からは全部こゝういふように読み取れる。そこで一番問題の点は、観光行政の中で、一つは国際収支

の改善ということで、なるほど国際観光は重要な部門として取り上げられなきやならぬということは当然であるけれども、これの受け入れの国内整備は、何と云っても国内観光の面からいわずに積み上げていかなければ、そういう受け入れ体制も十分にいかないだろうというように、さらには最近における国民生活の中で観光の占める分野というか、比重というのは非常に重くなってきた。だから、いならば単に国際観光の改善というだけに観光が利用されてはならぬ。むしろ国民生活を健全に発展させるという意味からも、そういう前進的な意味から国内観光はやらねばならぬ。ところがこの国際観光振興会に一本にまとまるということになりますれば、当然国からの助成ということには国際観光振興会というところで、国際観光に力点が置かれて、一番問題になっている最近におけるこの国民的ないわゆる国内観光の面が後退するということをお告を含めて実は質問をしておるのです。今度のこの分案は、いならば私が五年前に指摘したとおりにして、国内観光は国際観光部門と一緒にしたのであるか、それとも国内観光を含めてやると国際観光が後退するというので分離するのか、いずれですか。

○小林説明員 たいまお尋ねの国際観光と国内観光を一本にしてやるかあるいは今回の改正案のように分離してやるかという問題でございますが、これはやはり国際観光あるいは国内観光いずれにいたしましても、国がどの程度施策について力をいたす必要があるかというところで、その当時の情勢といた

しましては、やはりこれを一本にしていろいろな施策を講じていくということとがふさわしいということであつたろうと思つてございまして。と申しませうのは、当時の国際観光にいたしましては、当時の実情という点では、五年後の今日、来訪外客数で見ましても倍以上ということになっておりますし、また国内観光というようなものに對します国全体の認識というようなものも、昨年の基本法で明らかとなつており、当時と今日の状態では講ずべき施策というやうなものが量的にまた質的にも非常に変わつてきたといひますか、重要性が増してきたわけでございますが、したがってやはり方法論といたしまして二つの体制に分けて、そうしていずれも強力に実施していくというのが適切ではなからうかというふうな考へておる次第でございます。

○久保委員 観光局長はお見えにならぬのですが、課長さんの御答弁では、まあ両方ともうまくやるのには分離するほうがよいと言つて。私がお尋ねしているのは、五年前に私が言ったことのためにやむを得ずそういう結果になつた、だから分離するのだ、そういう心配が現実になつてきたということなのか、それとも別な理由から分離するのかというのを聞いておるのです。——局長はお見えになるのですか。

○川野委員長 見える予定です。

○久保委員 法案を始末つけようというのに、当該の局長が来ておらなければ困りますよ。

○川野委員長 参議院の委員会に行つておられて、もう見える予定です。

○久保委員 その問題は、それでは局長が来てからもう一べん尋ねましよう。これは重要なポイントでありますから、ただ単にそのときの大蔵省の考へや、あるいは金を出してもらつて都合や、あるいは統制というか、牛耳るのに都合がいいというので、合わせたり離したりというのでは、観光行政に一貫性がないと思つておるのです。去年観光基本法ができたことを何と思つておるのかというのです。観光基本法の精神が出てきておるかという、ちつとも出てこないのです。實際を言へば、機構いじりなものです。こういうことは、われわれとしてはどうもまた再び問題が起きはしないか、こういうふうな思つておる。

それで、もう一つ法案そのもので聞きますが、理事の数はやはり同じ数ですね。もの考へ方では、国内観光を含めたときに、役員の数何人かわりました。今度は国内観光を分離するのでありますから、算術的計算からいけば、これは少なくてもよろしいということですが、そうでなくとも観光協会は財政的に行き詰まらなかつたことが出ておるから、理由としては分離ということが出てきたのでしよう。われわれは決して役員が多い、少ないということだけで論じているのでなく、必要のないところへなせ置くか、大体、いま理事が五人ですか、監事が二人、会長、副会長、これをそのまま継承するということにも私は問題があると思つておる。これはいかなる考へで、これだけはこのとおり継承するののか。

○小林説明員 改正法案におきまして、日本観光協会が国際観光振興会になりましした場合に、お尋ねの会長以下

役員の数あるいは権限と申しますか、そういう点につきまして変更をいたしておらない理由といたしましては、先ほども若干申し上げましたが、今回の改正の要点は、国際観光の振興ということに日本観光協会をして専念させるといふところにあるわけでございます。その観光協会の業務量そのものは飛躍的にふえておるわけでございます。また、今後それをさらに強化していかねばならないという情勢にございまして、役員の数というやうなものについても減らしてないわけでございます。また減らすことは不適当だと思つておるわけでございます。

○久保委員 それでは、会長、副会長はわかるとして、理事五人はいま担当の部署は何と何か。それからこの法案が成立すれば、その五人の部署はどういうふうな担当させるのか。

○小林説明員 現在理事五人のうち四人が常勤でございます。総務、企画と申しますか、そういったものを総括する理事、それから経理関係を総括いたします理事、それから国際業務といたしたもの総括する理事、それから四人目がいける業務全体を——国内観光を含めました、国際観光の振興には関係ございまして、いろいろ資料といひますか、そういったものを整備するとか、あるいは調査をいたすとかいった、業務全般についていたします理事、この四人がおります。これは業務担当でございます。一人は非常勤でございます。

○久保委員 その振興会に移行したら、理事の担当はどういうふうなきめるのですか。

○小林説明員 これは協会が新しい体制になりまして後、事務分担というやうなもの振興会として正式に定めるべきものと思つておる。正確に確定案はありませぬが、一応の考へ方だけを申し上げます、総務関係につきましても一人、それから経理関係につきましても一人、それから従来国際というものを担当するといふか、どうでございませぬが、宣伝業務、そういうものを中心にいたしました理事が一名、それから宣伝に使いますいろいろな資料、これが一番あれでございますが、資料を整えなければならぬ、こういうやうなかつたのの仕事が考えられます。それからもう一人につきましては、調査といふものが考えられます。ただこの五つの部門について五人というやうな理事が考えられるわけでございますが、常勤あるいは非常勤というやうな問題につきましては、具体的な予算といたしましては決定しておるわけではございません。

○久保委員 いまお尋ねしますと、現在いる理事五名のうち一人が社外理事というやうか、非常勤、あとが総務、経理、国際関係、それから全体の陣容といふか業務だ。大体経理一つとつても、経理担当と総務担当と別々に置くほどの経理がありますか。大体金は幾ら扱つておるのですか。

○小林説明員 三十九年度の予算について見ますと、総額は六億五千八百万円強ということになっております。

○久保委員 この協会自体の要員といふやうか、人間はどの程度でございますか。

○小林説明員 三十九年度の予算について見ますと、総額は六億五千八百万円強ということになっております。

○小林説明員 先ほど申し上げましたように、理事五名、監事二名以外に、本部に五部で五十四名でございます。それから日本国内にございます総合観光案内所というのが東京と、羽田空港に東京案内所の派出所、それから先週の十四日に京都に新しく開設いたしました京都総合観光案内所、この三カ所の総合観光案内所の要員は二十一名を見ています。東京に十一名、羽田に三名、京都に七名、こうなっております。

○久保委員 在外は何名ですか。

○小林説明員 それ以外に在外観光宣傳事務所というものが三十八年度まで三十三カ所、三十九年度になりまして二十四カ所になります。この定員は二十八名でございます。それから今年度の予算で認められましたジュネーブについては二人でございます。それ以外にいわゆる定員ではないわけでございますが、現地雇員と申しておりますが、現地において職員を採用するような予算があるわけでございます。

○久保委員 大体金のほうは六億五千万で、七億にはならぬ程度です。そして人間全体が大体百名ちょっと、本部にとれば五十四名の職員がいて、それを五人の理事で統括している。ずいぶん頭でっかちだと私は思うのです。理事でなければできないのでしょうか。大体経理とか総務とかいろいろのは、大会社であるなら別だが、しかも機動性を帯びなければならぬために協会という名前でのやるといふ。それに役人の異動が多いんじゃないかと私は思うのです。だから太平洋地域の観光調査の中でも、運輸省があまりタッチしちやいかぬというようなことを勧告さ

れている。観光局長はこの意味がわからぬというお話であります。私もそれをやりになっておることがわからぬ。しかも今度国際観光をやるといふならば、宣伝、その土台になる資料、こんなものは一緒の部門です。言うならば、一緒の理事が統括しないで、宣伝するほうとその材料を集める資料とばらばらな理事がやっていると、どんなにうまくいくかというのです。大体親玉一つですよ。どんな宣伝をしたらいいかまます考えて、その資料はどうかとったらいいか考えるのがあたりまえでしょう。しかも大きな機構じゃないのです。五十何人本部におられるから、十人の頭に理事が一人ずつ乗っかけている。そこに問題が一つあると思う。これは五年前にも言ったこととあります。今度は会員制度がなくなつて、運営審議会というのものも一切なくなるわけですね。ただし寄付金だけはいただこうというのです。いままでは運営委員会というか審議会というのがある、そういうものを通して会長が意見を吸収して、民主的な運営ができた。今度は一切会員としての資格はなくなるから、寄付だけは出すけれども、発言する正規の場所はない。そうだとするならば、これは大いに社外理事を入れて意見を取り入れるという方向が一番望ましい。私はあえて定数を、この際法案の審議途中で減らせるとは言いませんから、妥協の方法としては社外理事を二人なら二人にしない。あとの三人がいまあなたがあげになつたものを全部担当するようにする。そうすれば、私は民主的だし機動力があると思うのです。

大蔵省からも理事になっておられる方がございますか。運輸省もありませんか。その前歴を聞かしてください。○梶本政府委員 参議院のほうにありましたので、まことに失礼いたしました。現在の理事五名の中には、大蔵省からの方が経理担当理事として在籍しているわけでございます。

○久保委員 運輸省は何人ですか。

○梶本政府委員 運輸省は一人です。

○久保委員 あとの二人の常勤理事はどういう方でしたか。

○梶本政府委員 一人は東京都と申しますか、自治省関係の方が一人、それからもう一人は厚生省から来てもらいました。もう一人は厚生省から来てもらいますが、この方は非常勤でございます。○久保委員 理事はみんな役人です。これでいいのかわかるといふのです。私は全面的に否定するとは言いません。しかし観光という特殊なもので、今度切りかえて国際観光一本でやるのです。その場合に観光の字も知らぬ人——と言つては語弊があるが、ほんとうにその道の権威者であるならどういふ人でもないと思ふのです。役人でなくてもいいと思ふ。しかしまあお尋ねをされている範囲では、どうも各省関係でお金を出してもらうほうの、たとえば運輸省はもろろん一人、大蔵省はさいふのひものほうだからこれも一人、国鉄もいゆる株主の一人だからこれも一人、東京都、いゆる自治省からも一人来る、これは東京都も大きな株主というか、それで一人来る、厚生省は金を出さぬから、これは常勤にはしない、こういうことでしよう。本来ならば厚生省は実際は観

光資源のほうを扱ってあるんですから、そういうものを入れるならば話は筋が通ります。資金が出てくるところだけが行くというならば、話は違ふと思ふのです。だからこんなものは膠着して、五年前に私が警告したとおりのだ。国内観光は全然振興できませぬ、だからこれは分離するんだ、私はその点を警告しておる。そのとおりになつておる。観光局長にお伺いしますが、あなたの代ではないが、五年前にいまの事務次官が観光局長だった、永野さんが運輸大臣のときに、これは一本になつたんですよ。そのときに私は注意した。だから、今度の分離についてはあらためてあなたにお聞きしたい。運輸大臣にはあとからお聞きすることにして……五年前に僕が予測したような、心配したような点からこれは分離するの、それとも違う意味で分離するの、その点簡単に答えを願いたい。

○梶本政府委員 私は全日本観光連盟という社団法人と、国際観光協会という財団法人が一緒になつたことは間違いないと思つておりません。これはやはりその当時にはそういうふうになることが必要であつたと考えております。しかし、その当時から今日まで五十年で満五年を経過するわけでございます。国際情勢も変わつております。OECD加盟の問題も出ております。IMF八条国移行という問題も出ております。そのように国際観光市場というものにおける競争がものすごく激化してきた。諸外国の観光に対する各国政府の力の入れようというものが非常にふえてきた。かたて加えて観光基本法の制定によりまして、国内観光

分野におきましても、やらなければならぬ部分というものが非常に多くなつてきた、そのような状況でございますので、おのの分野においてそれ専心する機関を設けたほうがよい観点を発展させることになるんだ、かように考えております。いわばこの五年というものは一つの歴史的な経緯をたどつたのであつて、決してそれが間違いであつたとは思へない次第でございます。

○久保委員 間違いないというふうにお聞きするに御答弁があるという、ちよつと問題がまた別になるのでありますが、なるほどそういう御答弁になると思ひますけれども、最近における国際観光が、いわゆるOECD加盟、IMF八条国移行などということでおっしゃいました。これは当時も同じようなことを言つておるんですよ。それじゃお尋ねしますが、国内観光は基本法からいってどういふ処遇になりますか。

○梶本政府委員 これは基本法の中にございませうな国内観光、国民観光についての国がやらなければならぬ施策というものが書いてございませうが、これは今後国内観光について施策の重点になつていくものだと考えております。まことにこの前文の冒頭に書いてございませう「観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、これに尽きると私は考えております。

○川野委員長 運輸大臣が参議院の予算委員会のお呼び出しを受けておる。そうすから、運輸大臣に対する質問をお先に願います。

○久保委員 運輸大臣、先ほど申し上げたように、役員の問題ですが、理事、

こういうものについて私がお尋ねをしたことについて、同意されますか。

○綾部国務大臣 私もかねてこういう公団その他について役人がいわゆる天下一りをやるということについては賛成いたしかねます。その一語で尽きると思いますが、あなたの言うこともよくわかります。

○久保委員 大臣の答弁はどれもはつきりしないので、何かあやふやな答弁でありすが、私が申し上げたのは、理事の定数をいま減らせとは言わぬ。言わぬけれども、もともと本来の姿に戻るようなかつこうと、それからもう一つは、寄付金はいただが、運営委員会というか、そういうものはもうなくなってしまう。そうすると、いわゆる一般の関係業者の声も聞けなくなる。だからせめてその中間をとって、理事の中に何名かは、二名なり三名なりは一般の人でも非常勤の理事として入れなさい、そういうことなんでしょう。これは簡単だし、そうあるべきだと私は思うのですよ。

○綾部国務大臣 御趣旨ごもっともでございます。ある適当な時期にふやすつもりであります。

○久保委員 御用があるそうですから、どうぞいらっしやってください。それでは観光局長にお尋ねします。あなたは、国際平和と国民生活の安定を期すること、この一語に尽きる、こうおっしゃったのですが、国民生活の安定とはどういうことでしょうか。

○樺本政府委員 やはりこの前文の中にございませうけれども、「国民生活の緊張の緩和と国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。」

こういうふうな文言が観光基本法の前文の中にございませうけれども、これだと私は考えております。

○久保委員 それで私が言いたいののは、国民生活の緊張を緩和するということ、それはとりもなおよさず国内観光である。国際収支の關係は国民生活の安定にも寄与するかもしれないが、緊張の緩和を忘れては困るのです。いわゆる観光というものは、単に国際収支の改善に尽きるものではないのだ。むしろ最近における世相からいけば、緊張緩和が重大な問題だと思ふのです。これもいわゆる国内観光するの、分離したらどういふメリットがあるか、それをお聞かせ願いたい。

○樺本政府委員 御説のとおり、この基本法の一つのねらいは、最近いわれどおりな消費行政という観点から観光問題を取り扱ってございまして、消費者行政というものを観光に当てはめてみますと、結局観光旅行の安全の確保、それから観光旅行者の利便の増進、こういうことが二つの根幹柱になつていてと考えております。それが九条と十条でございまして、そのほかなお、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化、こういうようなことがいわゆる消費者行政の観点から観光基本法の中に盛り込まれた、かように考えております。この方向は、今後の国民観光としての重点施策となつていくべきものだというふうな信じております。

○久保委員 そこで、いまのメリットは概念的にはわかったが、今度の法案で、この法律改正で、この協会と振興会の目的は変わった点はございませうか。

○樺本政府委員 今度の振興会は、一言にして申しますと、寝てもさめても四六時中国際観光の振興のことばかり考える、これに徹する協会でございます。

○久保委員 国際観光の中で振興を考へると言うが、その国際観光の中で、いまの法律で協会と違ふ点があるかどうかと聞いているのです。

○樺本政府委員 現在の協会はいわゆる国際観光と国内観光とを一元的にやっておるわけでございますが、それが先ほど申し上げましたような理由で専念したほうがいい、また業務量の面から考えましても、合併した当時には在外事務所がわずか四つでございまして、それが今日では十三、来年度ジュネーブを入れますと十四になり、十もふえるわけでございます。そういういたしますと、業務量の面からいたしまして、それに専念する政府機関がほしい、こういう気持ちに尽きるわけでございます。

○久保委員 そこでこの法文を見ますと、いままでの観光協会法の中には外人観光旅客に対する接遇の改善という文字があるのだが、今度はそれがなくなり、これはどういふふうな考へているのですか。

○樺本政府委員 接遇の改善は、今後新しくできる社団法人、国際観光振興会のほうでやってもらう、あるいはまたこの国のほうでその施策を考へていく、こういう意味でございます。

○久保委員 そうしますと、今度はもう宣伝、誘致だけですね。

○樺本政府委員 宣伝、誘致と案内——案内と申しますのは、東京と京都にございませう総合観光案内所をさす

わけでございますけれども、これが業務の範囲になるわけでございます。

○久保委員 そうすると、接遇の改善は、いわゆる社団法人のほうにまかせたいというが、政府としては社団法人に対して何らかの助成をするのですか。

○樺本政府委員 接遇のほうは、社団法人とそれから国みずから施策を行なつていく、こういう考え方に立つわけでございます。この分離と申しますか、新しく発足する社団法人に対しては、来年度は国からの補助はございせん。ただ、いま話がついてございせん。例のモーターボート競走法によるところの日本船舶振興会の剰余金の観光事業への補助、この中で約千六百万円の補助がいま話がついた次第でございます。これが一つの大きな有力な補助財源となつていくと考えております。

○久保委員 国際観光ルートの設定は、政府自身でやるのですか。

○樺本政府委員 当然そういうことになつていくと考えております。

○久保委員 それでは政府自身では、今日まで基本法ができて一年になるが、その間いかなる施策を講じましたか。

○樺本政府委員 基本法の精神にとりまして、現在ある法律で、基本法の精神に照らして改正を要する問題は、ほとんど改正していき、これがまず第一の私どもの根本態度でございます。そのような前向きな気持ちから、このたび今国会に三つの法律改正案を観光局としまして提案をさしていただいた次第でございます。今後は新しい法律の立案という問題に取組んでまいりたいというふうに考へております。

○久保委員 そこで政策審議会のこと、で総理府にお尋ねしますが、基本法ができてから政策審議会が諮問を受けたのは十二月五日に答申した当面必要な国際観光振興に関する事項だけではないですか。

○松永(勇)政府委員 政策審議会ができましたのが昨年の七月の五日でございます。それ以来総会を開いたこと三回、部会を開いたこと六回になっております。現在までにこの審議会に対しましては、所得倍増計画に伴う長期観光施策いかんということの諮問が寄せられて、まだ答申になつておりません。この答申を行なう段階におきまして、オリンピックを目前にいたしまして、当面政府に意見の具申を行ないたいということ意見の具申がございまして、昨年の十二月、「国際観光振興上当面必要とする事項に関する意見について」という意見の具申があつたわけでありまして、これに對しましては、別途政府ではそれに伴う措置を講じております。

なお審議会といたしましては、そのほかこの基本法に基づきまして国会に提出します年次報告及び三十九年度に政府がとらうとする観光施策というものについての意見を求めております。先般その意見の具申、答申がございまして、政府としましては、それに基づきまして近く国会に報告書を提出する運びになつております。これが大体審議会の活動状況でございます。

○久保委員 そこで、いま所得倍増と観光政策に対して諮問中であるというのでありますが、その中身は、大ざっぱにいつてどういふ点でありますか。国

際観光だけの面でありませうか。

○松永(男)政府委員 政府から諮問いたしてありますのは、いま申したとおりでございます。包括的な諮問と申しますか、答申は審議会自身において考へて答申していただく、実際に何か政府の具体案をつくつての諮問というところではございません。したがって、審議会が目下検討しておるといふ段階でございます。

○久保委員 当然国際観光と国際収支の関係で、所得倍増計画と観光の問題は、一つの討議の柱になると思つております。しかし、もう一つ忘れちゃいけないのは、さつきから申ししておりますように、国内観光といわゆる国民生活の問題、所得倍増計画におけるところの緊張、それを緩和するということ、そういう問題を含めておやりになるのですか、どうですか。

○松永(男)政府委員 政府から諮問いたしましたのは、先ほど申したとおりでございますが、これは審議会の中で現在の諮問に対する答申の基本的な考え方を種々検討いたしております。その中にはもちろん国際観光、国内観光の総合施策というように面につきまして多面にわたつての検討をいたしておる次第でございます。

○久保委員 それでは観光局長にもう一つお尋ねしますが、この国内観光に對しては、どういふ指導というか、施策というか、そういうものはどんなふうによつていますか、いままでいわゆる観光協会を通して指導されておると思つておりますが、この一年間何か注文をつけていますか。

○梶本政府委員 まず観光基本法の中に、観光関係団体の整備というのが第十七条にございます。この観光基本法の十七條の精神に基づきまして、国際観光、国内観光、それぞれの分野における諸団体の整備促進というふうな考え方を一つの根底にいたしまして、今度やらんとする社団法人国際観光振興会というものの誕生、こういうふうなことを考へておる次第でございます。まず組織づくりと申しますか、それぞれの団体の整備というところからスタートしたい、かように考へた次第でございます。もちろん組織は組織といたしまして、そのほかにユースホステルに対する補助金というものを通じてユースホステル網を日本の各地に整備していくというふうな考え方をとおる次第でございます。また国際観光との関連におきましては、例のレストハウス、案内観光地図、図板、こういったものは外国人も見れば日本人もそれによつて便利をするという性質のものでございますので、そういうことが具体的に予算化した問題でございます。

○久保委員 観光局長にもう一つお尋ねしますが、この分離をするというこゝとは、観光協会そのものの中から出てきたものか、それとも運輸省なり関係省の中からもうすべきたという論が出てきて今日法案提案ということになつたのですか、どちらですか。

○梶本政府委員 これは全く両方から同じような意見が出てまいつたわけでございます。これは先般平山副会長が参考人として当委員会において述べられたとおりでございます。両方の意見が円満に一致いたしまして、このよ

うな方向に踏み切つた次第でございます。

○久保委員 どちらか始末に負えないというところで踏み切つたというふうにとつてよろしいですか。

○梶本政府委員 私は始末に負えないという日本語はどうもこの場合には当てはまらないと思つてございまして、まるで始末に負えないということになりまして、夫婦であつた者が夫婦げんかをして出るというようにお感じになるかもしませんが、そういうことではなくして、二人で一緒に住んでおつただけでも、うちが小さくなつたので、お互いに独立したうちを

持とうじやないか、こういうような意味だと考へております。

○久保委員 お互いに大きくなつたということなら話はわかるのですが、国際観光だけが大きくなつて、どうも国内観光が住むところがないということと分離ということにそれなんですか、どうなんですか。

○梶本政府委員 決してそういうことではございません。今後の国内観光の発展の躍進ぶりをごらんいただければ、おのずと御了解いただけると思つております。○久保委員 そこで観光局長と意見は違つておりますが、これは国際観光は運輸省なら運輸省でももちろん従来どおり一本としてやる、国内観光は別なほうでやるというふうにしたほうがいいのじやなからうかとさへ私は考へる。というのは、どうもくつたつたり離したりが頭にくる。それからもう一つは、政府自身が、国内観光について、あなたのおっしゃるよ様に、政府も多少はお金を出していると言つたが、全体として見ればこれは實際おす

も徹々たるものです。だからこれは分離してかかつたほうがよきさうだといふようにも思つたのだが、どうですか。

○梶本政府委員 ただいまの御質問に對して運輸省側として答へますことは、関係各省に對しても非常にデリケートな立場にあるのでございませうけれども、これまで観光基本法第十六條の中に、「観光行政に関する組織の整備及び運営の改善」ということで、すでにこの文言が入つておる次第でございます。私も運輸省側としては国内観光を運輸省関係から分離したほうがいいというふうには毛頭考へておりません。

○久保委員 そうだとするならば、この基本法審議の際にも私から質問したとおり、関係各省庁の間のコントロールをどうするかということを前向きで考へる時期じやないかと思つております。○梶本政府委員 その点につきましては、私、先生と全く同意見でございます。これは前向きでみんな考へなければならぬ大問題だといふふうに考へております。

○久保委員 そうだとするならば、観光局長も政府の一員だろから、いわゆる政策審議会に向かつて諮問をする用意はないのか、あるいは審議会そのものが考へる時期だと思つてございませう。○松永(男)政府委員 政策審議会は、必要があれば総理大臣及び関係各大臣の諮問に答へ、あるいは意見の具申ができるよになつております。したがつて、そういう必要があれば、いつでも諮問する用意はございます。

○久保委員 そういう必要があればじやなくて、必要のことは国会で一年

前、それ以前にも話をしているわけですから。それから基本法の中には、先ほど観光局長が読み上げたおりの条文が入つておる。だから当然意見を具申するといふことが審議会に課せられた使命じやなからうかと私は思つております。○松永(男)政府委員 国内観光をさらに一段と振興すべきだといふことは、運輸省から先ほどお答へがございまして、まさにそのとおりでございます。審議会が現在答申の段階で議論いたしておりますのも、もちろん国際観光と国内観光、これは二本の柱として当然それぞれの重要性を認めて現在審議しておる状況でございます。

○久保委員 運輸大臣がおられないからあとでお聞きしますが、厚生省国立公園部長がお見えだから申し上げませう。

観光基本法ができてから、厚生省のあなたの部門で新たな施策は概括的に見てあります。○今村政府委員 あの基本法が通りましてから新規のものは別にございませうが、その前後からでございますが、これは厚生省といたしましては、国立公園、国定公園、それから県立の自然公園と三段階ありますが、それと温泉地の関係、両方含めまして予算の増額をして、ここ二、三年国民大衆の利用者が非常にふえております。たとへば国立公園だけでも三十七年度で大体一億一千万人の利用者がある、これはラフな数字でございますけれども、五千円も六千円も出すような旅館とは別に、国民大衆のためにそういうふうな方向を考へなければならぬという線が

ありまして、公園等園地、それから清

掃閣係のものあるいは公衆便所、野營場というふうな手近に利用できるものについての予算的に重点的な配置をやるということ、ワキは小さいのでございませぬけれども、総体につきまして約六億前後というふうな額の増額が一つ。もう一つは、たとえば国民宿舍のようなもの、普通ならば二千円、二千五百円というふうに取りられるのは非常に手が届かないということによりまして、厚生年金の還元融資というものを財政投融資のほうから持ってきて、これは細々と三十一年から始めて、これは細々と三十一年から始めて、三年は九億前後というので、二十五、六億くらいものを六分五厘、二十年償還というので市町村につくらしておる。これは大体八百円ないし八百五十円くらいで一泊ができるというふうなもので、三十五、六億をすて入れておられますが、これが百三十カ所ほど現在できておられます。まだ要望が非常に強いので、これをどんどん整備していきたいということが一つ、それからもう少し国立公園の中の一番景観のいいところに、単なる宿舎ばかりでなくて、テニス・コートもあり、水泳場もあり、それから散歩道もあるというふうな大規模なものを含めまして、国民休暇村、しかもそれ三けたの料金で押えようというふうなもので、現在まで三十八年度のワキも入れまして約十八億くらい、財政投融資のほうから相当思い切ったものを今後とも入れていきたい。したがって、そういうレジャー・ブーム受け入れの施設を至急に整備してまいりたい、こういうふうな方向でやっております。それから温泉地につきましては、端的に言います

と、非常に欽差化したところもございませぬけれども、そうでない静かな、保養なり静養なりあるいは湯治なりというところもございませぬので、そういうところにつきましては、公共的な施設、たとえば温泉館とか温泉プールとかいうふうなもので、これは予算を若干でございませぬけれども取りまして、そういうひなびた静養自由なところを保養温泉地として指定して補助金を出す、こういう三本の方向で現在やっております。ような次第でございませぬ。

○久保委員　そこで厚生省から観光協会の方へ理事が一名行っているようですが、それはあなたですか、どなたですか。

○今村政府委員　おそらく国立公園協会の専務理事をやっております千家さんという造園学者だと思ひます。

○久保委員　それで、その人はおたくのほうと緊密な連絡をとっておられるのでしょうか。については、今度御案内のとおり、この法案が通れば国際観光一本にこの振興会はなるわけですね。国内観光のほうは、いわゆる社団法人ですか、そういうことになるのです。

特に国内の観光資源を管理し開発するということか、そういう立場におられるあなたのほうとして、この法案を政府として出したのだから、これに異論があるとは答弁はしないでしょうが、この社団法人になった場合に、むしろ国際観光よりはあなたのほうは国内観光のほうを言うならば重点です、資源のいわゆる保護と開発ですから。そう

なつた場合にうまくいくと思っておりますか、あるいはそうすることにはどうし

たらいいか、そういうことについて御意見がございませぬか。

○今村政府委員　実は、申しわけございませぬが、これが通りました後におきま委員の人選とかそういうことを厚生省としてはまだ考えておられないわけ

でございます。ただ、おっしゃいますように、なるほど国民全般のいわゆる国内観光というのが中心でございませぬけれども、国立公園というものをい

ゆる海外にも宣伝をするということ、国際観光という問題も日本の国立公園に關しては、制限もいろいろ御相談を申し上げたいと思っております。

○久保委員　特にこの際聞くのはどうかと思つておられるので、先ほどあなたがおいでになる前にちよつとお尋ねしたのですが、いわゆる観光資源の開発ということか、保護とい

うか、そういうものとあわせて国内観光がもっと着実に伸びていかなければならぬと思つておられるところか、一つの例をとれば、どこかある観光事業会社とその営利目的のためにあた

ら自然の景観を害するということはない。言うならば事業者の観光意欲、企業意欲だけで持っていかれてしま

う、大衆はその犠牲になって、結局疲労を増すために観光地に殺到するとい

うような問題が、今日の大きな社会問題になっておられます。こういう問題について、あなたのほうは積極的に意見を出すべきだと思つたが、この点は今日までどういふふうになされてお

りますか。○今村政府委員　先生のお話のとおり、最近の観光ブーム、したがってそ

れに伴うホテルなりいろいろな業者關係で、非常に膨大な、十億とかなんとかいふふうなものがしよつちゅう出てまいります。その規模によりましては、国立公園の一番いいような景観のところを、どんどん木を切りましてしま

う、あるいはブルドーザーでひつかり回すというふうな事態の計画も出てまいりますので、非常に苦慮しておることは事実でございませぬ。ただ先生がおっしゃいますように、それほど政治的に全部押えつけてしまつて、自然公園審議会でも各界の学識の方がおられまして、

できる限りの基本法にありませぬ。観光資源の保護、自然の風致維持という点と、それから国民にそれが接近できやすいようないわゆる利用面との調

和点をどこに置くかということ、これは非常な苦しみでございませぬけれども、最善を尽くして努力はしつづつてお

る、こういうふうにご考慮をしております。○久保委員　あと一つ、これはきのうとある新聞に載つていたことであるが、観光局長は新聞をこらんにな

つて、運輸省の幹部に云々、ということ、運輸省の幹部に云々、ということ、記事が出ています。これはどういふこと

となんでですか。○權本政府委員　きょう現在ただいまの時点において、まだ運輸省の職員で取り調べを受けておられる者一名もござ

いませぬ。そういう段階であります。○久保委員　それで、別に取り調べを受けていないのだから、なん

持ち込まれると思つて、持ち込まれるのはけつこうです、それは民主的に話を聞けばいいのですから。しかし、聞く反面、もしもこういう融資をめぐる三角關係とかなんとかいうこと

で、問題があらぬ方向へ発展する、観光基本法ができて一年たつて、そこ

らどうも大きいものが出てきたということでは困るのであります、この点は、まあいまの御答弁で調べられてお

らないというのだから、ないと私も信じます。しかし、あつち、困るのでありますから、こういう点は十分警戒

してほしい、こう思つておられます。大丈夫です。

いままで申し上げた点は要点にすれば二、三であります、観光局長は十分配慮されていくこと、もう一つ

は、基本法ができて一年にもなるので、言うならばあなたにいろいろな注文をつけるのはまだ酷かと思つてお

るから私はあまり注文をつけたことはありませんが、基本法ができて、基本法の通過する際に、具体的な手法もそれぞ

つ読み直していただいて、特に私が強調した国民生活の中におけるところの観光の問題についてもっと掘り下げてほしいと私は思うのだが、どうですか、これが通つたら……。

○梶本政府委員 お説のとおりでございます。昨年の六月二十日に基本法が制定公布されたわけでございまして、直ちに運輸省としましては基本法の解説書の作成にとりかかり、あわせて観光に関する六法の編集を始めておりまして、もう近くで上がることになっております。それと、新しい法律としましては、いろいろ考えておるものが運輸省としてあるわけでございまして、それもある程度までは検討を進めております。しかし、観光局はわずか三課でございます。一課で一つずつ今度法律を持ったような次第でございます。私どもとしましては全力をあげて基本法の精神を生かすべくやっております次第でございます。

○川野委員長 肥田次郎君。

○肥田委員 私はこの法案について実は問題点を一つ二つまとめてお伺いしたいと思つて、先ごろからの質問の中にも、いわゆる今度の一部改正は結局屋上屋を重ねるようなことになるのではないかと、こういう質問がありました。その点では私もそういう理解に変わりはないのです。そこで、そうではないに、これを一つの過去に行なわれた医薬分離的なそういう好意的な解釈で見た場合に、次のような問題点が起こってくるので、質問をいたしたいと思つております。

それは、まずこういうふうな、言われるように、観光の宣伝、観光の案内その他外国人の旅客の来訪の促進に必要

な業務を専門的に行なうのだ、こういう振興会の分野と、それから現在各観光業者が持つておるところの外国におけるところの観光事務所といふか、そういうものとの関係は具体的にどういふふうに分離をされてその事務の運営をやられるか、これをひとつお伺いしたいと思います。

○梶本政府委員 結局国際観光振興会は政府機関でございます。政府機関は外国において観光宣伝、誘致を行ないまして、それじゃひとつ日本へ行ってみようと、そういう気持ちを起させるまでは振興会の仕事でございます。その気持ちを起した人に対して、今度は切符を売つたりホテルの世話をしたり周遊券の発売をしたりして、旅行についていろいろのあつせん等の仕事をいたしますのがいわゆるエージェンツ、あつせん業者の仕事になっております。このことは、日本だけがそういうふうな方向をとつておるのじゃございませんで、世界各国その方向でございます。国が切符を売つたりそこまでのことをやりますといわゆる民業圧迫になりますので、そこで一線を画しておる次第でございます。

○肥田委員 先般観光局長は勝澤委員の質問に対してもそういう答をしておられました。これは答えとしてはそれでいいのです。私が聞いておるの、具体的にどういふふうなことがやられますかというのを聞いておるわけなんです、そのどういふふうなというところは、いままでやつておつた形を具体的にどう分離することができぬのか、それを聞いておるわけなんです。現実にあな

たがいま言われるように、とにかく気分を起させるまでのことをこの振興

会でやるのだ、そして気分を起したそのあとは、今度は切符を売つたり旅館を世話したりするのはあつせん業、これは別なあつせん業者がやるのだ、こういうことなんです。私が具体的に聞いているのはそのやり方です。そういうふうな手ぎわよく分けられるかどうかというのを聞いておる。具体的にそれじゃどうしてそういうふうな手ぎわよく分けることができるのか。たとえばその機関ではたまたま気分を起させるだけのいわゆる業務というものをやつておるとします。そうすると今度は気分を起して切符を買おうと思えばまた全然別のところへ行つて切符を買うということになるのです。

○梶本政府委員 お尋ねの御趣旨はまことに現在の一つの盲点になっておることは、私正直にそう思います。とお互いに近所に接近しておるとか、あるいは同じビルの中の一階と二階に置るとかというふうなことでございませう。先生のおっしゃるようないろいろの手違いあるいは不便さも起らないと思つておられるけれども、事務所を設ける時期というふうなものも年度の的に相違のあるものもございまして、必ずしも近くビルにおけるといふふうなことでもない場合もございませう。そういうふうなことで事務所の移転をするというふうな場合は、できるだけその線に沿つて近くへ集まるというふうな方向でいましておつた次第でございます。かつ、また、先般閣下は随時情報の交換を持ち寄るといふふうな方向によりまして、国費をむだに投ずることのないように、これは当然のことではございませうけれども、心がけ

ておる次第でございます。

○肥田委員 極端な例は、こういうこととです。お医者さんに見立てをしてもらつて、それで薬を買いに行くのは、これもいいところへ薬を買いに行くのは、これは別なあつせん業者がやるのだ、こういうことなんです。私が具体的に聞いているのはそのやり方です。そういうふうな手ぎわよく分けられるかどうかというのを聞いておる。具体的にそれじゃどうしてそういうふうな手ぎわよく分けることができるのか。たとえばその機関ではたまたま気分を起させるだけのいわゆる業務というものをやつておるとします。そうすると今度は気分を起して切符を買おうと思えばまた全然別のところへ行つて切符を買うということになるのです。

○梶本政府委員 お尋ねの御趣旨はまことに現在の一つの盲点になっておることは、私正直にそう思います。とお互いに近所に接近しておるとか、あるいは同じビルの中の一階と二階に置るとかというふうなことでございませう。先生のおっしゃるようないろいろの手違いあるいは不便さも起らないと思つておられるけれども、事務所を設ける時期というふうなものも年度の的に相違のあるものもございまして、必ずしも近くビルにおけるといふふうなことでもない場合もございませう。そういうふうなことで事務所の移転をするというふうな場合は、できるだけその線に沿つて近くへ集まるというふうな方向でいましておつた次第でございます。かつ、また、先般閣下は随時情報の交換を持ち寄るといふふうな方向によりまして、国費をむだに投ずることのないように、これは当然のことではございませうけれども、心がけ

それがらもう一つは、現在とにかくそれぞれの観光業者といふますか、それだけの海外に持つておるところのそういう施設は、いま宣伝その他を兼ねながら、やはり自分のところのいろいろあつせん事業といふようなものもやつておられます。そういうものを實際にお引き続いてやられるということになると、この法案にいうところの、政府が専門的にやるのだということのことが相殺されてしまふことになり

ますが、むだをなくしようということに依然としてむだが残る。結局政府がやつておるところの宣伝誘致の一切の専門的なやり方というものは、それはとにかくやられておるとしても、一方ではまた民間の業者といふものは、やはり政府のやり方がうまくいかなかつた場合には、依然として同じような筆法で、あるいはそこに資力を投じて、政府以上の宣伝誘致の具体的な方策をとつてやるだらう。たとえば、具体的にお客を自分らのなな張りにつつぱつてくるために、ということもやるのではないかと、こういうことが考えられますが、そういう際の政府の対策を、この振興会が予算的にほんとうにやれるような状態にあるのかどうか。先般来の質疑を聞いておりますと、なかなか資金的にも貧弱な状態で、これは法

律はできて容易にそういう切りかえはむずかしいのではないかと。こういう気もするので、その二点についてさらにお答えをいただきたいと思つてます。

○梶本政府委員 まず第一点の医者と薬剤師との関係で先生がお話しになりましたように、これは医者に見立ててもらつて、そこで薬をもらえれば一番便利かと思つておられるけれども、やはりそれぞれの専門の分野といふこともあつたほうが、よりベターであるといふふうな考え方から、観光の面におきましても政府機関がする限度はおのずからあるというのが根本的な考え方でございます。そして、むしろ具体的なあつせん切符を売つたり何かするあつせんは民間業者にお願ひしよう、そういう考え方、そのほうがより能率的ではないだらうかという立場に立つての考え方を進めておる次第でございます。

それから宣伝のほうで、それじゃ国が全部宣伝をやつて、ほかのほうはちつとも宣伝をやらぬのかとおつしやいますと、それはそうじゃございませんで、やはりあつせん業者が海外に支店を持ちましたような場合には、今度自分会社の会社の宣伝を中心としておるわけなんです。わが国全体を考えると、一つの会社の宣伝だけじゃ、これは困るわけなんです。政府としてやるのと、それから会社が企業の立場から外国で宣伝するのは、おのずから宣伝のやり方、性格も違つてくる、かように考へておられます。したが

が、いままでやつておつた形を具体的にどう分離することができぬのか、それを聞いておるわけなんです。現実にあな

たがいま言われるように、とにかく気分を起させるまでのことをこの振興

会でやるのだ、そして気分を起したそのあとは、今度は切符を売つたり旅館を世話したりするのはあつせん業、これは別なあつせん業者がやるのだ、こういうことなんです。私が具体的に聞いているのはそのやり方です。そういうふうな手ぎわよく分けられるかどうかというのを聞いておる。具体的にそれじゃどうしてそういうふうな手ぎわよく分けることができるのか。たとえばその機関ではたまたま気分を起させるだけのいわゆる業務というものをやつておるとします。そうすると今度は気分を起して切符を買おうと思えばまた全然別のところへ行つて切符を買うということになるのです。

○梶本政府委員 お尋ねの御趣旨はまことに現在の一つの盲点になっておることは、私正直にそう思います。とお互いに近所に接近しておるとか、あるいは同じビルの中の一階と二階に置るとかというふうなことでございませう。先生のおっしゃるようないろいろの手違いあるいは不便さも起らないと思つておられるけれども、事務所を設ける時期というふうなものも年度の的に相違のあるものもございまして、必ずしも近くビルにおけるといふふうなことでもない場合もございませう。そういうふうなことで事務所の移転をするというふうな場合は、できるだけその線に沿つて近くへ集まるというふうな方向でいましておつた次第でございます。かつ、また、先般閣下は随時情報の交換を持ち寄るといふふうな方向によりまして、国費をむだに投ずることのないように、これは当然のことではございませうけれども、心がけ

だと思ひますので、その点におきましては、別に私は必ずしもむだじやないとうふうに考えております。現に、現在の観光協会の在外事務所が置かれてないところ、たとえば日本航空の支店があるようなところは、その支店に宣伝囑託を委嘱するというふうな方法もとつておる次第でございます。一般旅行あつせん業者、キャリヤー等とは十分に連絡をとつて協調を保ちつやつておる、これが現在のわが国の国際観光宣伝の実情でございます。

それからこの観光協会の予算のふえ方でございますけれども、お手元に差し上げておきます資料を一度お目通しただきたいのでございます。これはお手元の資料の十四ページにございまして、この十四ページをごらんいただきますと、ここ三カ年間の平均は一億以上ふえております。ですから毎年補助金としては大体一億以上ふえた。それからその間に政府出資が一億五千万円なされた。つまり一年平均五千万ずつ政府出資がふえてきた。こういうことで補助金と出資と合わせて一億五千万円ずつここ三年間にふえてきております。もちろんこれで決して十分ではございませんけれども、とにかく過去の増加率と比べますと、非常に観光について御理解を関係方面で得た結果だとうふうに私も喜んでおる次第でございます。

○肥田委員 観光局長はこの前のときにも同じようなことを言われたのですが、私が聞いている意味は、その程度のものじやないかというお題目にあるような観光宣伝、それから一切のものを専門的にこの振興会のほうでやるということについては、いわゆる資金対

策が十分ではないじやないか、こういうふうにするのが、あなたはいま言うように一億五千万円くらいずつふえているからこれでやれるというふうにお考えですが、いままで何かこうやドカリ的にやつておるような、あるいは四カ所くらい出張所を置いている時代にはそれでやれたかもしれませんが、これから専門的にほんとに国外の観光宣伝を一手に政府がやる、それでお客を誘致するのはあつせん業者でやるべき、これほど思い切つたことをやるというのに、外国にそれぞれ出張所を置いて、そうして宣伝費もかけて、それでやれるのですか。

○梶本政府委員 この点につきまして、お説のとおり私は十分じやないかと考えております。今後ともひとつ御協力のお願ひ申し上げます。

○肥田委員 御協力ということですが、協力をする前に、できないものをつくつてもしかたがないじやないかという気もこちらにはあるのです。だから、そういう意味で屋上屋にならないか。いまのままでもやれるじやないか。このまゝでもやれるというところを、よく覚えておいていただいで、やる以上は思い切つたことをやるの対策というものが政府自身の中に出てこなければいかぬ、そういうことだと思ふのです。

それからもう一つ、こういう場合には観光局としては、どういうふうな指導されたいか。たとえばもう政府がこういう振興会をやる、そしてこのいわゆるあつせん業者がほとんどそこでお客をくわえて日本に帰ってくる、そういうやり方にして、各商社がもう自由気

ままに向こうに出張所あるいはその他の事業所を設けるということが好ましいと思われませんか。そうあるべきであると思われませんか。どうですか。

○梶本政府委員 お尋ねの論旨が非常にいろいろの問題を含んでいると思ひますけれども、現在のところでは日本の旅行あつせん業者、いわゆる一般旅行あつせん業者が海外に支店を持ちます場合には、別に運輸省の認可を必要といたしません。結局これは為替関係等の中で、大蔵省のほうでいかわゆる為替送金が許可になりさえすれば、外国において支店なり出張所を設けることができる、こういうたてまえになっておられます。運輸省のほうでチェックする仕組みになつておられません。しかし、仕組みになつておらないからといって、一つの個所に幾つもの支店が出るというふうなことは、これはやはり国としては考えていかなければならぬ問題だとうふうには考えておる次第でございます。

○肥田委員 私が心配しておるのは、これはあるいは杞憂に終わるかも知れませんが、たとえば先般能弁の観光局長が何だかちよつと口重そうに言われた、国鉄がニューヨークに観光事務所を持つということですね。これはどうもわれわれは目的がわからない。だから、これはあまり観光局長に聞いてもいかたがないから聞きませんが、そういうふうなこともまず出てくる。片方の政府のほうでは、振興会のほうを通じて専門的に、大々的に、お題目にあるとおり、これから宣伝をやる。そうすると今度は、国鉄の場合にいか

わしいとは言いませんけれども、

いかがわしい観光業者が今度は政府の宣伝の陰に隠れて、そしていかわゆる観光事業の本質的なものをそこなう、こういうふうなことも、がめつ世の中です。決して私はこんなものは大丈夫だという安心感というものは持てないだろう、だからそういう点について規制ということではなしに、指導の面で積極的にやられる必要があるだろう、こういうふうにお思いますので、その点をつけ加えておきたいと思ひます。結果的に、屋上屋というふうなことになるように、特に将来の運営について注意を払われるように要望しておきます。

○川野委員 内海清君。内海(清)委員 時間もだいぶ経過したようで、皆さんだいたいお疲れの様子ですから、なるべく重複を避けてお伺いしたいと思います。

今回の日本観光協会法の一部改正であります。これは端的に申し上げますならば、いままで一本でやつておりましたこの日本観光協会というものを分離して、そして新しく国際観光振興会をつくつて、それによつていかわゆる外人誘致、この観光の面一本にすべての精力を注ごうというふうなことだと思ふのであります。わが国の今日やかましくいわれております国際収支の改善という点から考えまして、やはりこの問題は海運と観光が最も大きい柱じやないかというふうな考えでおるのであります。そういう点から考えましたときに、今後のこの振興会の活動というものが、わが国の国際収支の改善に大きく寄与する方向に向かつていかなければならぬことは当然であります。そういうふうな観点から私は主として簡

単に二、三お尋ねしたいと思ひます。それで、このことはあなたが外国人の観光に対する考え方のみでございせん。国内観光におきましても同様でありまして、外国におきましても、やはり従来のような、金持ちが国際観光旅行に出るということではなしに、一般のいわば大衆が国際観光旅行をやるという、いわば旅行の積立金などといった、いわば非常に強い。したがつてそれがいまま非常に強い。したがつてそれがいかなければならぬと思ふ。今日までわが国で大体国際観光ルートというもの

が定められておると思ひますが、現在定められておるルートのおもなものをごらんいただきた

○梶本政府委員 国際観光促進のため観光ルートをより多く設置したほうがいいんじゃないかと、こういうふうなお説のように伺つた次第でございますけれども、国際観光ルートということばが使われたのが数年前からだと思ひますけれども、実はちつとも効果があつていないかと私は思つております。と申しますのは、これは景色がいいからこれは国際観光ルートに適しておるぞというだけで、ちつとも施策が行なわれていない。これが今日までの実情じやないかと思ひます。それで結局、観光基本法の中に、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形態」ということが初めて八条の文言に

生まれ出たものだと考えております。つまりいままで国際観光ルートということば、数年前から言われておりますけれども、何らの法律的根拠がなかつ

たものでありまして、ただ世俗で国際観光ルートと言っておたにすぎない。それを今度は基本法に基づいて、いわゆる母法として国際観光ルートというものの法律的な基礎づけをしなれば、ほんとうの国際観光ルートというものは生まれ出ないのじゃないか。そういう立場を運輸省としては根本的立場としておる次第でございます。そういたしますと、いわゆる新産業都市の指定と同じような方法で国際観光ルートの指定を行なうのが一番オーソドックスな方法であらうと私は考えております。それで初めてその法律に基づいて、いわゆる道路だとか鉄道だとか港湾だとか飛行場だとかあるいは宿泊施設であるとかヘリポートだとか、一切がございものがそれによって生まれ出てくる。それで初めて国際観光ルートというものの真の意味が出てくるのじゃないか、こういうふうな考えをしております。ただ、いま国際観光ルートを非常に要望される声が、基本法ができましたから高まっております。それで法律の制定を待たないでと申しますか、それは待つちやおれな、何とか国際観光ルートというものをもう少し早く具体化せよというような御要望が、実は全国各地でほうはいとして起こっております。したがって、私どものところはもちろんですが、総理府のほうでもこの問題が何らか早目に具体化する方法を打ち出さなければいかぬのじゃないかというところで、いま協議をいたしておる段階でございます。

○内海(清)委員 従来国際観光ルートということはあるけれども、実際には

このルートとして指定されたようなものはいまのところない。したがって、これを今後早急にやらなければならぬ、こういう御答弁だと思っております。私がさっき申しましたように、外人の観光客の誘致にあたりまして、今日非常に芽ばえてきておるときであります。そこでこれらの人が日本に参りまして、気安くあまり金をかけないで観光旅行ができる、こういうふうな立場に立たなければならぬと思う。そういう点から考えますと、最近このことも出ておると思っておりますけれども、国際観光ルートの中に、いわゆる定額ルートと申しますか、これだけの金で、あるいは二百ドルなら二百ドル、三百ドルなら三百ドルでこのことは回れます、こういうふうな定額ルートというものも設定することが、今後の国際観光の観光客の誘致にはきわめて重大な問題だと私は考えておるのでありますけれども、これはあなたが国際観光ルートに限りません。国内におきましても、これは国民生活の状況から考えましても、これは同様なことが考えられると思うのであります。それらについてどういふふうにお考えになりますか。

○樞本政府委員 この問題は、ヨーロッパでは十三カ国が一緒になって、国境を越えてたまたまお話しのようないわゆる一定額の周遊券、これは百二十五ドルでアメリカで売り出してありますけれども、百二十五ドルの乗車券を買ってすれば、それがいわば通学定期、通勤定期券と同じように、二カ月間一等のバスでヨーロッパ十三カ国を回って歩ける、こういうふうな制度が開けております。残念ながらまだ日本

には、日本の国内すらそういうことがございませぬので、この問題はオリンピックを控えて早急に何らかの手を打つべきであるというので、いま特に国鉄のほうではこの問題を検討しておられるように私も聞いておる次第でございます。

○内海(清)委員 ただいまの観光ルートの設定、ことに定額ルートの設定ということは、国際観光に限らず、国内観光におきましてもこれを早急に設定すべきだ。そのことによりまして、やはり観光基本法の趣旨にもあつてくるものである、かように私は考えるのであります。この面につきましてひとつ早急に御決定あるべきである、こう思いますが、大体それらの見当がござい

○樞本政府委員 同じくお手元に差し上げてあります資料の十ページを開きただきたいと思つて、普通周遊券の発売実績の推移」というのが十ページに書いてございます。この表をごらんいただきますと、三十一年から三十七年までの人員の合計、それから運賃の合計額がどのようにあつてまいったかというのが一目御了解いただけるようになっております。つまりこういう普通周遊券を発売することによって、国鉄の場合には、二カ所以上のいわゆる指定地を回って歩く場合に周遊券の発売が認められる、こういう制度になつておるわけでございますが、そのようにいたしまして観光地を回って歩く、それを割り引きした料金でやる。一枚の切符で回って歩ける。こういう制度が国内の観光客については開かれておる次第でございます。

○内海(清)委員 いずれにいたしましても、国内観光、国際観光ともどもに、今後の方向としては、大衆が気安く安全に旅行ができるという方向を打ち出さなければ、観光の振興ということはきわめて困難ではないか、かように考へるのであります。ことに今回の振興会が生まれます趣旨から考えましても、この点を十分考えなければならぬ。ことにまたオリンピックを控えてのことでございます。オリンピック後における観光客の誘致の面から考えましても、これは早急に設定して、これを大いに海外にも宣伝しなければならぬ。もうすでにおそいのじゃないかと、いうくらいに私は考えておるのであります。至急にこれはひとつ設定していただきたい。これを強く要望しておきたいと思つております。

し、国際国内観光のこの両面においてひとつ基本法の精神に沿うように、遺憾のないような方向でやっていたらいい、このことを強く要望して終わります。以上です。

○久保委員 大臣が来られたから、一つだけお尋ねというより要望も含めて申し上げたいのですが、先ほど来申し上げたとおり、この法案が成立いたしますれば、当然観光協会は振興会になりますけれども、国内観光については社団法人ができるというのがそのままわれわれが心配したことがそのままなつてきたと私は思つております。観光局長は、違つた、そういうことはありませぬということでありまして、政府の立場にすれば、それはそう言わざるを得ないと思つております。ところが、今度分離されれば、言うならばこの法案一つとつてみても、やはり国内観光部門は社団法人にまかせると、たいへんたいへんはいないんだが、政府の力点はともすれば国際観光に比重を置き過ぎてどうか、置いて、そのために国内観光はさらに衰退するといふふうな心配もある。だから、先日の質問の中でも、いわゆる社団法人の財源についても御質問がございました。その確保については十分運輸大臣には御努力を願わなければならぬと思つております。まず第一に財源の確保であります。それと同時に、運営についてもこれはやはりいままでの欠陥その他もたくさんあると思つております。これはやはり取り扱つて、十分に体制を築くべきだと私は思つております。そういう点について即刻取りかかつてほしいと思つております。いかがですか。

それからさきほど来いろいろ議論がございましたけれども、やはりこの改正案は国際観光の振興法でありまして、そういう面からいって、とかく国内観光がおろそかになるのではないかと、いふふうな印象を受けやすいのです。けさほどからのいろいろの質疑を拝聴しておりますならば、観光局長は、国内観光においてもひとつ今後の実績を見よという、非常な自信があるようでありまして、この面につきましてもひとつ十分考えられた。ことに国内観光におきましても、今日の国民生活の状況からいって、どうしても大衆旅行の面に十分注意を注がなければならぬ、こう思つておりますが、これらにつきましてもいろいろお尋ねしたいこともございまして、私も重複する面も出てまいりますから、私は以上で一応終わりたいと思つております。しか

○綾部國務大臣 もちろん財源の確保等、民主的な運営については今後も努力したいと思ひます。

○久保委員 もう一つは、基本法ができて、子法は従来から幾つかありまして、今度の法案は、言うなれば、法案の中の手直しである。あと出てくるあつせん業法の法案にいたしましたも、あるいはホテル整備法にいたしましたも、みな手直しであります。手直しは手直しだけの必要性があるから出てきたと思ひけれども、少なくとも基本法に盛り込まれたところの子法というものは、こういうものだけではない。むしろ私が当時から力説しているように、国内観光、その中でも大衆旅行に対する政策、その法体制をどうするか、あるいは修学旅行の問題をどうするか、いろいろなことがございます。そういう点についての先ほどの観光局長の答弁では三課しかございません、手薄でありまして、能力がこれに伴わないというような御答弁であります。それはそれなりに一つの理由にはなります。しかし、基本法が成立して一年になるという今日、それだけの理由ではそれを容認するというか、認めるわけにはまいらない。これはあとでそれぞれの法案が出てまいりますから、そのときにまたわれわれからも意見を申し上げますから、十分そういう体制を整えてやってほしい、こういうことを最後に要望して私は終わります。

○川野委員長 他に御質疑はございませんか。——御質疑がありませんので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○川野委員長 これより本案に対する討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、おはかりいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川野委員長 次会は来たる二十四日火曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時五十五分散会

